

かんたん窓口

記入不要！

転入

転居

転出

世帯
の変更

出生

婚姻

離婚

手続きの流れ

※住所変更が伴う届出が対象です。（出生を除く。）

1

手続きに来られた方の本人確認と連絡先の確認

運転免許証など、窓口に来られた方がご本人と確認できる書類をご提示ください。

後日、こちらからご連絡させていただく場合に備えて、日中連絡のとりやすい電話番号を教えてください。

1点で本人確認できるもの



080-1234-0000
携帯

確認に2点が必要

- ・健康保険証
- ・年金手帳
- ・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証、学生証

代理人として来られた方は「委任状」など、手続きができる権限がある方かどうか、確認させていただきます。

2

届出内容をお伺いします（届出用紙の作成）

かんたん異動届

届出用紙（住民異動届）は職員がパソコンで作成します

- 引越した方
- 新しい住所
- 新しい世帯主
- 引越した日 など、
所定の届出事項についてお伺いします。



転入

転居

転出

世帯
の変更

変更内容をお伺いします。

出生

婚姻

離婚

戸籍の届出書をお預かりし、審査します。

※住所変更が伴う届出が対象です。（出生を除く。）

3

関連する手続きの受付またはご案内

住所や世帯の変更に伴って必要となる手続きをご案内します。

- ・いくつかの質問をさせていただく場合があります。

4

届出内容のご確認、ご署名

「住民異動届」に印刷された内容を確認し、ご署名をお願いします。

住民異動届

香梅 太郎

対象となる方の対象となる方、届出内容、日付などに間違いはございませんか？

5

関連する手続き

それぞれの担当窓口で手続きをお願いいたします。